

一般送配電事業者 8 社の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請に係る「国民の声」に対する見解
(電力・ガス取引監視等委員会において確認・回答された意見に加え、その他の意見について回答いたします。)

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、意見内容に応じた見解を整理しています。

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

分 類	意見内容	見 解
収入の見通しの変更承認申請の審査について	・各一般送配電事業者でコストダウンできる箇所や効率化できる箇所は各一般送配電事業者で努力すべき。 ・効率化努力を含めた申請額の妥当性及び期中調整の必要性について慎重な検証を求める。 ・電力・ガス取引監視等委員会の審査で、増額要因を一件ずつ厳格に精査し、過大計上・効率化不足分を徹底的にカットすべき。 ・「最大限の効率化を織り込んだ」との事業者主張を額面通りに受け取らず、過去の効率化実績・他社比較・外部ベンチマークで検証すべき。 ・物価・労務費・金利等の上昇を理由として、託送料金を通じ利用者の負担を増加させることに強く反対。物価高によって家計や事業者自身が既に大きな負担を受けている中、送配電事業者側の物価上昇による負担まで利用者へ上乗せするのであれば、利用者は物価高の影響を二重に負わされることになる。「外生的な費用」「制御不能費用」であるとの分類を、利用者への転嫁を当然視する根拠にしてはならない。各費目について、本当に必要不可欠な費用なのか、削減・延期・代替ができないのか、事業者自身が負担できないのかを個別に厳格に検証すべき。 ・承認額は必要最小限に留め、可能な限り翌期調整に回すなど、即時の料金転嫁を抑制すべき。 ・今回の制度変更は、物価や金利が上昇すれば事業者の負担を収入上限の引上げによって利用者側へ移転できる仕組みを制度化するものになりかねない。物価等の上昇を理由とする料金転	・各一般送配電事業者は、レベニューキャップ制度の下で算定した収入の見通しについて、電力・ガス取引監視等委員会での厳正な審査も経た上で、2023年4月より第1規制期間（2023～2027年度）の事業運営を行っております。 ・第1規制期間の審査後、物価や金利の上昇の影響が顕在化したことを踏まえ、各一般送配電事業者が、高度経済成長期に整備した送配電設備の更新や再エネ主力電源化やレジリエンス強化等に必要の投資を着実に実施し、継続的かつ安定的な事業運営が行えるよう、2025年12月の第72回料金制度専門会合において、第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬に関するとりまとめが行われ、2026年1月に電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し建議を実施しました。その後、2026年5月に一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の改正が実施され、2026年度及び2027年度を対象に、客観的な指標（消費者物価指数、建設工事費デフレーター、公社債利回り実績率）を用いて、物価や金利変動の影響を収入の見通しに反映することが可能となりました。また、第1規制期間における費用調整の方法については、翌期調整を原則とするものの、希望する事業者については、期中調整の申請が可能となっているものです。 ・今回、これらの前提を踏まえて、各一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社）より、第1規制期間の

	嫁を通常の制度上の選択肢として認めないことを原則とすべき。 ・経営効率化、調達方法の抜本的な見直し、投資時期・投資内容の精査、事業報酬の抑制、政策的・財政的な対応など、利用者へ転嫁しない方法を徹底的に検討すべき。 ・中部電力は、国民に負担を求める前にまずは徹底的なコスト削減を図るべきであり、規制に守られている中部電力が、他の競争が激しい業界と同じようにコスト削減が図られているか、確認をしていただきたい。 ・正当な外生要因による必要最小限の増額は認めるが、「安定供給のため」を免罪符にした安易な全額承認は反対。 ・大手電力事業者等の収益や収入見通しを支えるための託送料金の見直しや制度整備を次々と進めるアプローチは、格差に苦しむ国民感情を逆撫でするものであり断じて容認できない。 ・電気代を値上げするということは最低限度の生活をしている方、日々の生活に苦心している人をあまりにも無視している決定なのではないか。 ・物価高に喘いでいる国民に今以上の負担を押し付けられることは到底看過できない。国民の日常生活に必須な部分に関してしか負担を押し付けないでほしい。 ・安定供給のために真に必要な実費と、事業者に対する報酬は明確に分けて審査すべきであり、少なくとも金利上昇を理由とする事業報酬の増額をそのまま利用者負担へ反映することには反対。 ・金利上昇による支払利息増について、過剰な借入や非効率な資金調達がないかをチェックすべき。 ・事後検証及び事後調整の透明性確保並びに過大回収の防止を求める。 ・事業者さらなるコスト削減努力（デジタル化、業務効率化、設備共用など）を義務付け、その成果を次回申請時に反映させるべき。 ・安定供給を第1に、環境負荷低減を第2に、その上で価格変動の抑制を検討願いたい。多少高めで安定となっても構わないので、頻繁に単価を上下させるのではなく複数年計画での確定と、余剰金プールによる原価変動の吸収など、需要家の支払いが事前に検討しやすいような体制となることを期待する。	収入の見通しの変更承認申請（期中調整申請）が経済産業大臣宛てになされているものであり、これを受けて経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対して意見聴取があったため、当委員会において、各社の期中調整の必要性や申請額の妥当性について審査を行っているものです。 ・期中調整の必要性については、想定外の物価や金利の上昇が生じている中で、経営努力のみでは事業環境の変化に対応することが困難な状況であり、持続的な安定供給維持のための必要な投資等を行えるよう、各一般送配電事業者により変更申請が行われたものであり、電気事業法や省令等の規定との整合性を検証し、必要なものであることを確認しております。 ・また、申請額の妥当性については、2026、2027年度の投資量が過去実績や用地交渉の状況といった要因等を踏まえて見直された投資量が計上されているか、各一般送配電事業者が採用している効率化施策が最大限横展開されコスト削減努力がなされているか、公社債利回りなど客観的な指標に基づき適正な算定方法が用いられているか等、今般とりまとめた制度措置に整合した取組がなされた結果となっているかを検証し、見直された投資量に基づいて適切に物価等変動に伴う費用の増減額や事業報酬等が算定されていることを確認しております。 ・今後の第1規制期間における事後調整や第2規制期間における審査においても、電気事業法や省令等の規定に基づいて、必要な投資を確保しつつ、厳正な審査を実施してまいります。 ・今回の期中調整は、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたす懸念から、各一般送配電事業者より収入の見通しの変更承認申請がなされたものです。その上で、審査においては、安定供給を前提としつつ、国民負担抑制の観点から効率化施策が最大限行われ、見直し後の投資量・投資額が正しく計上され
--	---	--

		ているか、厳正に確認をしております。 ・今後の第1規制期間における事後調整や第2規制期間における審査においても、電気事業法や省令等の規定に基づいて、必要な投資を確保しつつ、厳正な審査を実施してまいります。 ・価格変動の抑制については、安定供給と国民負担抑制などのバランスも踏まえながら、今後の制度の在り方を検討してまいります。
情報開示・周知について	・電気料金への影響と消費者への影響について分かりやすい説明を求める。 ・承認後の料金適用時期と生活困窮世帯等への配慮を求める。 ・地域新電力は、地域の脱炭素化、再生可能エネルギーの地産地消、公共施設等への安定供給、地域経済循環の創出といった重要な役割を担っており、託送料金の急激な上昇がこれらの取組を阻害することのないよう、改定時期の分散、周知期間の十分な確保、過度な急増を回避する経過措置等の配慮をお願いしたい。 ・託送料金の見直しに伴い、発電側課金等への影響や電気料金への反映スキームの変更が生じる場合、発電事業者との契約内容等に応じた個別対応やシステム・運用変更が必要となり、これらに伴う稼働費用や改定コストは地域新電力の収支に負担となるため、影響を最小限に抑えるスキームの提示や丁寧な周知をお願いしたい。 ・小売電気事業者を巡る環境としては、託送料金に加え、容量拋出金、非化石証書、インバランス料金など、複数の制度的費用の変動が重なる懸念がある。託送料金単体の影響にとどまらず、他の制度変更や費用負担との重複影響も含め、需要家および小売電気事業者が負担の全体像を的確に把握できるよう、分かりやすく可視化された情報開示をお願いしたい。 ・地域新電力や需要家への実務的影響に十分ご配慮いただいた上で、慎重な審査と丁寧な説明を行っていただきたい。 ・費用増加の内訳を分かりやすく開示し、何に対する負担なのかを明確にすべき。 ・今回の値上げ額のうち、データセンター需要によるものはいくらなのか、国民に分かる形で公表すべき。 ・利用者負担につながり得る重要な申請については、補正内容	・2026年7月に本委員会のHPにおいて、レベニューキャップ制度における物価等の上昇や事業報酬の取扱いといった、今般の制度措置の趣旨や内容を記載した資料を公表しており、消費者への周知活動を実施しているところです。 ・今後も、消費者の理解促進の観点から、必要な対応を継続して検討してまいります。 ・また、各一般送配電事業者に対しても、消費者の理解促進や小売事業者へ必要な情報提供を行うよう促してまいります。

	と金額への影響を国民に分かりやすく示し、十分な検証を経ないまま承認してはならない。 ・大規模需要家が負担する部分と一般の電力利用者が負担する部分について、国民が理解できるよう分かりやすく情報公開いただきたい。 ・この施策は分からないことが多く、もっとオープンな議論をすべき。	
発電事業者に関する一般負担の上限額について	・電源接続案件募集プロセスにおいても一般負担の上限額の見直しが検討されるか。 ・発電事業者側の系統接続費用についても同様に物価上昇を踏まえ、一般負担上限額を見直すことにより、送配電事業者と発電事業者の双方にとって公平性・予見性のある制度とすべき。	・本件変更承認申請の審査において、一般負担上限額の見直しや、電源接続案件募集プロセスにおける一般負担上限額への反映について判断するものではありませんが、いただいた御意見につきましては、今後の制度運用を検討する上での参考とさせていただきます。
AI普及によるデータセンター等の大規模需要の整備費用の負担等について	・AI・データセンター等の大規模需要に伴う系統増強費用は原費用負担を基本として、一般家庭への負担の転嫁は慎重に行うべき。 ・データセンターは環境負荷や地域への影響が大きく、建設・拡大を進めるべきでない。 ・データセンター需要への対応に要する費用の規模や工事費負担金と託送料金負担の区分を明確に開示すべきである。	・一般送配電事業者は、その供給区域における需要に応ずることができるよう送配電網を整備することが求められております。その中で、現行制度では、需要家間の公平性の確保の観点から、適正なコストを超える場合（例えば、既存設備から遠方に立地する等で、通常想定される負担額を超える場合）については、工事費負担金など特定負担部分を設けることとしております。
パブリックコメントの適切な実施について	・意見募集期間の記載に齟齬があり、提出機会の公平性や手続の透明性に課題があるため、募集情報を適切に更新すべき。 ・任意の意見募集であっても、透明性確保の観点から、提出意見の件数や主な意見に対する考え方を公表すべき。	・御指摘の意見募集期間の記載については、一部事業者から申請に対する補正書の提出があり、それを受けて意見公募要領を修正し、再掲載しております。 ・提出された御意見の概要及びそれに対する考え方については、本文書（パブリックコメントに対する回答）のとおりです。
託送料金変更の周知期間について	・託送料金改定は需要家や小売電気事業者に大きな影響を与えるため、料金改定内容や需要家への影響を早期に開示するとともに、契約見直しや顧客対応等に必要な十分な準備・周知期間を確保すべきである。	・託送料金の改定に当たっては、需要家や小売電気事業者における契約の見直しや顧客対応等に一定の準備期間を要するとの御指摘については認識しております。 ・2026年11月1日実施予定の新たな託送料金の適用に向けて、各一般送配電事業者に対しても、消費者の理解促進や小売事業者へ必要な情報提供を行うよう促してまいります。
今後の制度措置における検討事項について	（中部電力の事業計画について） ・2027年度末時点での温室効果ガス排出量削減目標を、現行の2020年度比「2%以上低減」から「10%以上低減」へと上方修正することを求める。 ・年間災害発生件数の低減目標を、過去3年実績値より「5%以	・事業計画については、レベニューキャップ制度の第1規制期間（2023～2027年度）の開始前の期初申請において、各一般送配電事業者から提出いただき、この内容も踏まえて、レベニューキャップの審査を2022年度に行っております。 ・今回の収入の見通しの変更承認申請については、今般の制度措

	上低減」から「15%以上低減」へと引き上げることを求める。 ・親会社（中部電力本体）へ支払う「マネジメントサービス料（5年平均で年171億円）」について、具体的な業務内訳および単価の妥当性を検証するための第三者ベンチマーク評価を実施し、その検証結果を広く公開する規定を追加することを求める。 ・物価高や金利上昇などの外生的影響による費用増加分を託送料金へと期中転嫁（期中調整申請）する際、増加額の一定割合（10%から20%程度）については、さらなる業務自動化やデジタル化（DX）の深掘りによって事業者自らが追加で吸収することを義務付けるルールを設定を求める。 （その他） ・今後の制度について、事業者の経営上・市場上のリスクを安易に利用者へ移転する仕組みを改め、必要な送配電インフラと適切な労働条件を確保しながら、その費用を生活者に安易に押し付けない制度へ見直すことを強く求める。	置の趣旨を踏まえて、各社の期中調整の必要性や申請額の妥当性について投資量が合理的に見直されているか等の確認を行ったものです。 ・いただいたご意見につきましては、レベニューキャップ制度の第2規制期間（2028～2032年度）に向けた検討の参考とさせていただきます。
再エネ関連投資について	・再エネ関連投資の追加投資や政策由来の費用は分離し、再エネ賦課金との二重負担を避けるべき。	・再エネ導入拡大への対応を含む系統整備等の投資については、レベニューキャップ制度の下で必要な費用として整理されているものです。いただいた再エネ賦課金との関係に関する御意見につきましては、今後の制度運用を検討する上での参考とさせていただきます。
その他	・各一般送配電事業者で効率化できる箇所は各一般送配電事業者で努力すべき。 ・人件費上昇分は日本人正社員の賃金向上に充てられるのか ・物価・資材費上昇は、特定国依存のサプライチェーンリスクによるコスト増が要因になっていないか検証せよ、国内調達・日本企業を優先せよ。 ・電気事業者は民間企業であり、その設備のために国民の税から支出する事は反対です。	・一般送配電事業者は、レベニューキャップ制度の下で、効率化を図りながら必要な投資を実施することが求められております。 ・一般送配電事業者による事業運営や調達等については、各事業者において適切に対応されるべきものと考えております。 ・いただいた御意見につきましては、今後の制度運用を検討する上での参考とさせていただきます。